

## 用語の解説

### 人口

国勢調査で調査した人口は、調査年の10月1日午前零時現在の人口をいいます。

調査した人口は「常住人口」です。常住人口とは、調査時に常住している場所で調査する方法（常住地方式）による人口をいいます。「常住している者」については、平成27年国勢調査の概要「調査の対象」を参照してください。

### 人口性比

女性100人に対する男性の数をいいます。

【人口性比の算出方法】

$$\text{人口性比} = \frac{\text{男性人口}}{\text{女性人口}} \times 100$$

### 年齢・平均年齢

年齢は、平成27年9月30日現在による満年齢です。なお、平成27年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳としました。

【平均年齢の算出方法】

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{年齢(各歳)} \times \text{各歳別人口}}{\text{各歳別人口の合計(年齢「不詳」を除く)}} + 0.5※$$

※国勢調査では、9月30日現在の満年齢を用いて集計していることから、平均年齢を算出する際、X歳と0日から364日までの人がいることを考慮し、平均である半年分(0.5歳)を加えているものです。

### 配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しました。

区分	内容
未婚	まだ結婚したことのない者
有配偶	届出の有無に関係なく、妻又は夫のある者
死別	妻又は夫と死別して独身の者
離別	妻又は夫と離別して独身の者
配偶関係「不詳」	未回答等により配偶関係が判断できない場合

### 国籍

国籍を、「日本」、「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「インド」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」の12に区分しました。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱いました。

- 1 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人…日本
- 2 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人…調査票の国名欄に記載された国

## 世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しました。

区 分	内 容
一般世帯	(1) 居住と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者 ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めました。 (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者 (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、単身寮などに居住している単身者
施設等の世帯	
寮・寄宿舍の学生・生徒	学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり (世帯の単位:棟ごと)
病院・療養所の入院者	病院・療養所などに、すでに3か月以上入院している入院患者の集まり (世帯の単位:棟ごと)
社会施設の入所者	老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり (世帯の単位:棟ごと)
自衛隊営舎内居住者	自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり (世帯の単位:中隊又は艦船ごと)
矯正施設の入所者	刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり (世帯の単位:建物ごと)
その他	定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠(住所)を有しない船舶乗組員など (世帯の単位:一人一人)

## 世帯主及び世帯人員

世帯主とは、収入の多少、住民記録台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によっています。

世帯人員とは、世帯を構成する各人(世帯員)を合わせた数をいいます。

## 世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分しました。

区 分	内 容
A 親族のみの世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯
B 非親族を含む世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
C 単独世帯	世帯人員が一人の世帯
世帯の家族類型「不詳」	世帯の家族類型が判定できない世帯

なお、世帯の家族類型に関する統計の利用の便に供するため、平成 22 年調査から「親族世帯」及び「非親族世帯」を、「親族のみの世帯」及び「非親族を含む世帯」に変更しました。平成 17 年以前の調査では、親族のみの世帯に同居する非親族(住み込みの従業員、家事手伝いなど)がいる

場合は、親族世帯に含めていました。

また、親族のみの世帯を、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分しました。

区 分	
<b>I 核家族世帯</b>	
	(1) 夫婦のみの世帯
	(2) 夫婦と子供から成る世帯
	(3) 男親と子供から成る世帯
	(4) 女親と子供から成る世帯
<b>II 核家族以外の世帯</b>	
	(5) 夫婦と両親から成る世帯
	① 夫婦と夫の親から成る世帯
	② 夫婦と妻の親から成る世帯
	(6) 夫婦とひとり親から成る世帯
	① 夫婦と夫の親から成る世帯
	② 夫婦と妻の親から成る世帯
	(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
	① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
	② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
	(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
	① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
	② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
	(9) 夫婦と他の親族(親、子供を含まない)から成る世帯
	(10) 夫婦、子供と他の親族(親を含まない)から成る世帯
	(11) 夫婦、親と他の親族(子供を含まない)から成る世帯
	① 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯
	② 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯
	(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
	① 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯
	② 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯
	(13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
	(14) 他に分類されない親族世帯

### 3世代世帯

「3 世代世帯」とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母(又は世帯主の配偶者の父母)、世帯主(又は世帯主の配偶者)、子(又は子の配偶者)及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問いません。

したがって、4 世代以上が住んでいる場合も含まれます。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子(中間世代)がない場合も含まれます。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系の3世代世帯は含まれません。

## 母子世帯・父子世帯

**母子世帯**とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

**父子世帯**とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

**母(父)子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)**とは、「母子世帯」及び「父子世帯」に、未婚、死別又は離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員(20以上の子供を除く。)から成る一般世帯を含めた世帯を「母(父)子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)」をいいます。

## 高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

**高齢単身世帯**とは、65歳以上の者一人のみの一般世帯をいいます。

**高齢夫婦世帯**とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいいます。

## 住居の種類

一般世帯について、住居を、次のとおり区分しました。

区分	内容
住宅	一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物(完全に区画された建物の一部を含む。) 一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造に成っている場合は、区画ごとに一戸の住宅となります。
住宅以外	寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物 なお、仮小屋・など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれます。
住宅の種類「不詳」	未回答等により住居の種類が判定できない場合

## 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分しました。

区分	内容
主世帯	「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯
持ち家	居住する住宅がその世帯の所有である場合 なお、所有する住宅は、登記の有無を問いません。また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含まれます。
公営の借家	その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市区町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
都市再生機構・公社の借家	その世帯の借りている住宅が都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合 ※雇用・能力開発機構の雇用促進住宅(移転就職者用宿舎)も含まれます

	民営の借家	その世帯の借りている住宅が「公営の借家」、「都市機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合
	給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合 ※家賃の支払いの有無を問わず、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれます。
	間借り	他の世帯が住んでいる住宅(持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅)の一部を借りて住んでいる場合

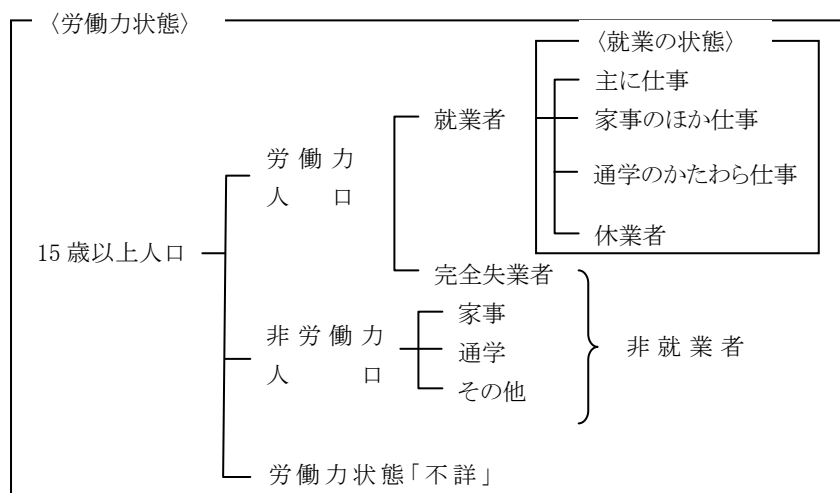
## 住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方について、次のとおり区分しました。

区 分	内 容
一戸建	1 建物が 1 住宅であるもの なお、店舗併用住宅の場合でも、1 建物が 1 住宅であればここに含まれます。
長屋建	二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別に外部への出入口を持っているもの いわゆる「テラス・ハウス」も含まれます。
共同住宅	棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共有しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの。 ※ 1 階が店舗で、2 階以上が住宅になっている建物も含みます。 ※ 建物の階数及び世帯が住んでいる階により「1・2 階建」、「3～5 階建」「6～10 階建」、「11～14 階建」、「15 階建以上」に 5 区分しています。
その他	上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合。

## 労働力状態

15 歳以上の者について、平成 27 年 9 月 24 日から 30 日までの 1 週間(以下「調査週間」という。)に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分しました。



区 分	内 容
労働力人口	就業者及び完全失業者
就業者	<p>調査週間中、資金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入(現物収入を含む。)を伴う仕事を少しでもした人</p> <p>なお、収入を伴う仕事を持っているが、調査週間中、少しでも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としました。</p> <p>(1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合。</p> <p>(2) 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合。</p> <p>また、家族の人が自家営業(個人経営の農業や工場・店の仕事など)の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めました。</p>
主に仕事	主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合
家事のほか仕事	主に家事などをしていて、そのかわら、少しでも収入を伴う仕事をした場合
通学のかたわら仕事	主に通学していて、そのかわら、少しでも収入を伴う仕事をした場合
休業者	勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合、又は事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合
完全失業者	調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつハローワーク(公共職業安定所)に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人
非労働力人口	調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人(労働力状態「不詳」を除く)
家事	自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合
通学	主に通学していた場合
その他	上のどの区分にも当てはまらない場合(幼児・高齢者など)
労働力状態「不詳」	未回答などにより労働力状態が判定できない場合

ここでいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれます。

### 労働力率

$$\text{労働力率(\%)} = \frac{\text{労働力人口}}{\text{15 歳以上人口(労働力状態「不詳」を除く)}} \times 100$$

## 従業上の地位

就業者を、調査週間中にその人が仕事をしていた事業所における地位によって、次のとおり区分しました。

区 分	内 容
雇用者	会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人
正規の職員・従業員	勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人
労働者派遣事業所の派遣社員	労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人
パート・アルバイト・その他	就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人。また、専門的職種に従事させることを目的に、契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人
役員	会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員
雇人のある業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人
雇人のない業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人
家族従業者	農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族
家庭内職者	家庭内で賃仕事(家庭内職)をしている人
従業上の地位「不詳」	未回答などにより住牛上の地位が判定できない場合

## 産業

産業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類しました。(調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類)

なお、仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によります。また、労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類しました。

平成 27 年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類(平成 25 年 10 月改定)を基準として、国勢調査に適合するように集約して編成したもので、大分類が 20 項目、中分類が 82 項目、小分類が 253 項目となっています。

なお、産業(3 部門)の区分は、大分類を次のように集約したものです。

区 分	内 訳
第一次産業	A 農業、林業 B 漁業
第二次産業	C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業
第三次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 I 卸売業、小売業 J 金融業、保険業 K 不動産業、物品賃貸業

	L 学術研究、専門・技術サービス業    M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業    O 教育、学習支援業    P 医療、福祉 Q 複合サービス事業    R サービス業（他に分類されないもの） S 公務（他に分類されるものを除く）
--	---

## 職業

職業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類によって分類しました（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）。

なお、従事した仕事は二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によります。

平成 27 年国勢調査に用いた職業分類は、日本標準職業分類（平成 21 年 12 月設定）を基準として、国勢調査に適合するように再編成したもので、大分類が 12 項目、中分類が 57 項目、小分類が 232 項目となっています。

なお、職業大分類は次のとおりです。

A	管理的職業従事者
B	専門的・技術的職業従事者
C	事務従事者
D	販売従事者
E	サービス職業従事者
F	保安職業従事者
G	農林漁業従事者
H	生産工程従事者
I	輸送・機械運転従事者
J	建設・採掘従事者
K	運搬・清掃・包装等従事者
L	分類不能の職業

## 居住期間

居住期間とは、その世帯の世帯員が現時の場所に住んでいる期間をいい、「出生時から」、「1 年未満」、「1 年以上 5 年未満」、「5 年以上 10 年未満」、「10 年以上 20 年未満」、「20 年以上」、居住期間「不詳」に区分しました。

なお、現在の場所に住み始めてから、転勤、旅行などのため 3 か月以上にわたる不在期間がある場合は、その不在期間の後、現在の場所に戻ってきてからの期間が居住期間となります。

## 5 年前の常住地

5 年前の常住地とは、その世帯の世帯員が 5 年前にふだん居住（常住）していた市区町村をいいます。

平成 27 年国勢調査では、平成 22 年 10 月 1 日（前回調査時）に常住していた市区町村について調査し、5 年前から調査時までの当該地域への転入状況を次のとおり区分しました。

なお、5 年前には当該地域に常住していたが、転出し、平成 27 年調査時には他の地域に常住していた人は、「5 年前の常住者」として、当該地域の結果表に表章されます。



区 分	内 容
総数(常住者)	調査時に当該地域に常住している者
現住所	常住者のうち、5年前の常住地が調査時の常住地と同じ者
国内	常住者のうち、5年前の常住地が現住所以外の日本国内の者
自市区町村内	常住者のうち、5年前の常住地が同じ市町村内の他の場所の者(21大都市の場合は、同じ区内の他の場所の者)
自市内他区	21大都市の常住者のうち、5年前の常住地が同じ市内又は東京都特別区内で、他の区の者
県内他市区町村	常住者のうち、5年前の常住地が同じ都道府県内の他市区町村の者
他県	常住者のうち、5年前の常住地が同じ都道府県内の他市区町村の者
国外	常住者のうち、5年前の常住地が他の都道府県の者
5年前の常住市区町村「不詳」	常住者のうち、5年前の常住地が他の市区町村であるが、市区町村名が不明の者
移動状況「不詳」	常住者のうち、5年前の常住地が不明の者
総数(5年前の常住者)	5年前の当該地域に常住していた者
うち自市内他区	21大都市の5年前の常住者のうち、調査時の常住地が同じ市内又は東京都特別区内で、他の区の者
うち県内他市区町村	5年前の常住者のうち、調査時の常住地が同じ都道府県内の他市町村の者
うち他県	5年前の常住者のうち、調査時の常住地が他の都道府県の者
転入	調査時は当該地域に常住しているが、5年前は当該地域以外に常住していた者
転出	5年前は当該地域に常住していたが、調査時は当該地域以外に常住していた者

※21大都市とは、東京都特別区部及び政令指定都市をいいます。

### 通勤者・通学者

通勤者とは、従業の場所が常住の場所(自宅)と異なる就業者をいいます。

通学者とは非労働力人口のうち、調査週間中、学校に通っていた者をいいます。この場合の学校には小学校、中学校、高等学校、短期大学、高等専門学校、大学、大学院のほか、予備校、洋裁学校などの各種学校、専修学校が含まれますが、幼稚園や認定こども園は含まれません。また、ふだん学校に通っている人であっても、調査週間中、収入を伴う仕事を少しでもした人については、ここにいう通学者とはせず、就業者としています。

### 従業地・通学地

従業地・通学地とは、就業者又は通学者が従業・通学している場所をいい、次のとおり区分しました。

区 分	内 容
総数(夜間人口) (常住地による人口)	調査時に当該地域に常住している人口

従業も通学もしていない	常住者のうち、調査期間中の労働力状態が「完全失業者」「家事」「その他」の者
自宅で従業	常住者のうち、従業地が自宅(自分の居住する家又は家に附属した店・作業場など)の者 なお、併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先はここに含まれます。 また、農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれます。
自宅外の自市区町村で従業・通学	常住者のうち、従業地・通学地が自宅以外で、同じ市町村の者(21 大都市の場合は、同じ区内の者)
他市区町村で従業・通学	常住者のうち、従業地・通学地が他の市町村(21 大都市の常住者は他の区)の者
自市内他区で従業・通学	21 大都市の常住者のうち、従業地・通学地が同じ市内又は東京都特別区内で、他の区の者
県内他市区町村で従業・通学	常住者のうち、従業地・通学地が同じ都道府県内の他の市町村の者
他県で従業・通学「不詳・外国」	常住者のうち、従業地・通学地がほかの市町村(21 大都市の常住者は他の区)であるが、市区町村名が不明又は外国の者
従業地・通学地「不詳」	常住者のうち、従業地・通学地が不明の者
総数(昼間人口) (従業地・通学地による人口)	当該地域の夜間人口から、他の地域へ通勤・通学している者を減じ、他の地域から通勤・通学に来ている者を加えた人口  【例:A市の昼間人口の算出方法】 A市の昼間人口 = A市の夜間人口 - A市からの流出人口 + A市への流入人口
うち自市内他区に常住	21 大都市への通勤・通学者のうち、常住地が同じ市内又は東京都特別区内で、他の区の者
うち県内他市区町村に常住	通勤・通学者のうち、常住地が同じ都道府県内の他の市町村の者
うち他県に常住	通勤・通学者のうち、常住地が異なる都道府県の者
流出口	当該地域から他の地域へ通勤・通学している人口
流入人口	他の地域から当該地域へ通勤・通学している人口
昼間人口比率	夜間人口 100 人当たりの昼間人口の比率 (昼夜間人口比率 = 昼間人口 / 夜間人口 × 100)

※21 大都市とは、東京都特別区部及び政令指定都市をいいます。

ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことであるが、例えば、外務員、運転手などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員(雇用者)については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としました。

また、夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜、昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいます。ただし、この昼間人口には、買い物客などの非定常的な移動は考慮していません。

## 人口集中地区（DIDs :Densely Inhabited Districts）

昭和 28 年の町村合併促進法及び昭和 31 年の新市町村建設促進法による町村合併や新市の創設などにより市部地域が拡大され、市部・郡部別の地域表章が必ずしも都市的地域と農村的地域の特質を明瞭に示さなくなったため、この都市的地域の特質を明らかにする統計上の地域単位として、昭和 35 年国勢調査から新たに人口集中地区を設定しました。

人口集中地区の設定に当たっては、国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）を基礎単位として、①原則として人口密度が 1 平方キロメートル当たり 4,000 人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、②それらの隣接した地域の人口が 5,000 人以上を有する地域をします。

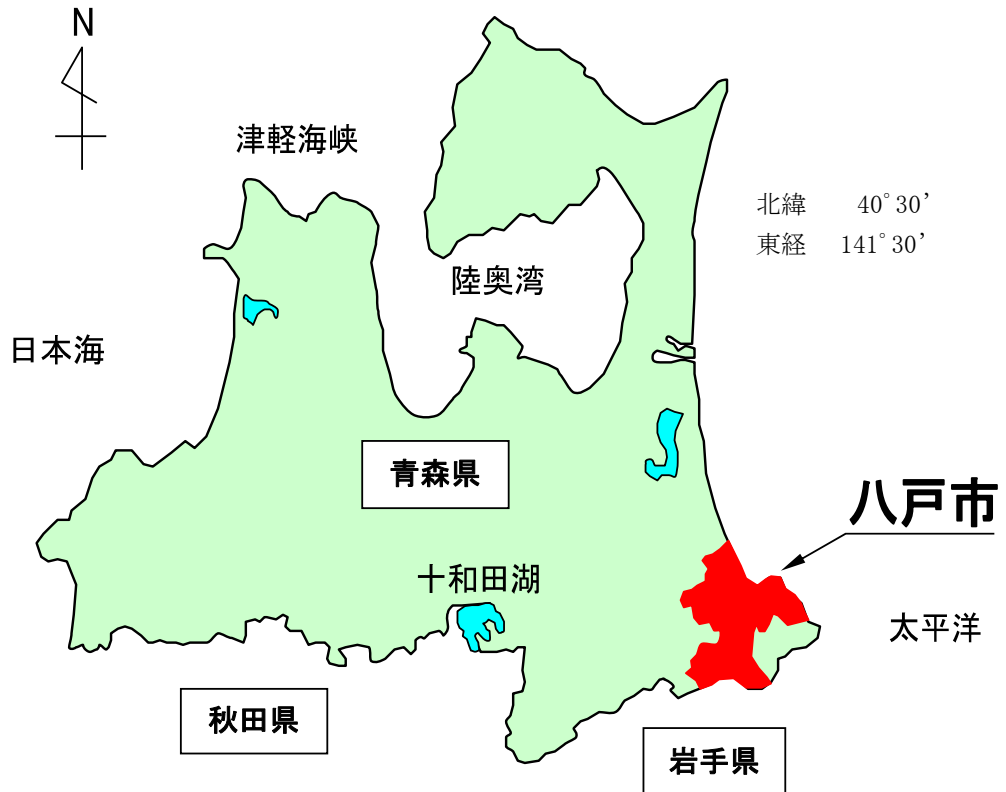
なお、人口集中地区は「都市的地域」を表す観点から、学校・研究所・神社・仏閣・運動場などの文教レクリエーション施設、工場・倉庫・事務所等の産業施設、官公庁・病院・療養所等の公共及び社会福祉施設のある基本単位区等で、それらの施設の面積を除いた残りの区域に人口が密集している基本単位区等が上記①の基本単位区等に隣接している場合には、上記①を構成する地域に含めます。

人口集中地区は、平成 2 年調査までは、国勢調査の調査員が担当する地域である調査区を元に設定してきましたが、平成 7 年調査からは基本単位区を基にしています。

## 基本単位区

基本単位区は、市区町村を細分した地域（学校区、町丁・字等など）についての結果を利用できるようにするために、平成 2 年調査の際に導入した地域単位です。これを表す基本単位区番号は、4 桁の町字コードと 5 桁の基本単位区コードから構成されています。街区方式による住居表示を実施している地域では、原則として一つの街区を基本単位区の区画としています。それ以外の地域では、街区方式の場合に準じ、道路、河川、鉄道、水路など地理的に明瞭で恒久的な施設等によって区分けされた区域を基本単位区の区画としています。基本単位区の区画は、街区方式による住居表示の新たな実施などやむを得ない理由により変更する場合のほかは、固定されています。

## 市 域 の 概 要



年	月	日	編入地域等	編入面積	総面積	
昭和	4.	5.	1	市制施行（八戸町，小中野町，湊町，鮫村合併）	-	58.49
	15.	1.	1	館村の一部編入	15.34	73.83
	17.	4.	1	下長苗代村合併	24.65	98.48
	29.	12.	1	是川村合併	23.41	121.89
	30.	4.	1	館村合併	23.51	145.40
	30.	4.	1	上長苗代村合併	16.50	161.90
	30.	4.	1	市川村合併	24.03	185.93
	30.	10.	20	豊崎村合併	14.41	200.34
	33.	6.	1	五戸町との境界変更	△ 7.05	193.29
	33.	9.	10	大館村合併	19.52	212.81
		∴				∴
平成	17.	3.	31	南郷村合併	91.13	305.17
	20.	10.	1	境界修正	0.02	305.19
	21.	10.	2	埋立等	0.21	305.40
	<b>26.</b>	<b>10.</b>	<b>1</b>	<b>面積計測方法の変更</b>	<b>(修正分) 0.14</b>	<b>305.54</b>
	29.	3.	14	埋立等	0.02	305.56

出典：国土地理院ホームページ（平成17年以降の数値）

<b>平成27年10月1日現在の面積</b>	<b>305.54 km<sup>2</sup></b>
------------------------	------------------------------